

令和4年10月1日以降
【75歳以上（後期高齢者）】

所得区分	所得要件 (課税所得)	51公費 54公費	限度額適 用認定証	特記	略称	自己負担限度額
現役並みⅢ	690万円 以上	適用区分 (Ⅵ)	-	26	区ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% 《多数該当 140,100円》
現役並みⅡ	380万円 以上	適用区分 (Ⅴ)	現役並みⅡ or 現役Ⅱ	27	区イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% 《多数該当 93,000円》
現役並みⅠ	145万円 以上	適用区分 (Ⅳ)	現役並みⅠ or 現役Ⅰ	28	区ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 《多数該当 44,400円》
一般 (2割)	28万円以上 145万円未満 (その他所得 200万円以上)	適用区分 (Ⅲ)	-	41	区カ	18,000円
						【激変緩和措置】 6,000円+ (医療費-30,000円) /10
一般 (1割)	◆28万円未満 (低所得を除く) ◆28万円以上 145万円未満 (その他所得 200万円未満)			42	区キ	18,000円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	適用区分 (Ⅱ)	I	30	区オ	8,000円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (所得一定以下)	適用区分 (Ⅰ)	or Ⅱ			

※激変緩和措置について

〔対象〕 保険単独レセプト及び公費併用レセプトの保険単独分
(公費併用レセプトの公費負担医療分及び保険単独レセプトであっても特記に「01
公」、「02長」、「03長処」のいずれか、または複数に記載されているレセプトは
対象外。)

自己負担額が6,000円以下→ 医療費の2割

自己負担額が6,000円超 → 「6,000円+ (医療費-30,000円) /10」で計算、18,000円を上
限とする。
尚、75歳到達月については、「6,000円+ (医療費-30,000
円) /10」で計算、9,000円を上限とする。

《注意!!》

令和4年9月13日に発出された、保医発0913第6号「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」で、特定疾病療養（マル長）受療証を持っている患者について、レセプトの記載が一部変更になっています。

◆後期高齢者2割負担（特記「41.区カ」該当）の患者→長期高額療養費の発生の有無に関わらず特記「02.長」の記載が必要

◆後期高齢者2割負担（特記「41.区カ」該当）以外の患者→従前どおり

【70歳～74歳（前期高齢者）】

所得区分	所得要件 (課税所得)	51公費 54公費	限度額適用認定証	特記	略称	自己負担限度額
現役並みⅢ	690万円以上	適用区分 (Ⅵ)	-	26	区ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% 《 多数該当 140,100円 》
現役並みⅡ	380万円以上	適用区分 (Ⅴ)	現役並みⅡ or 現役Ⅱ	27	区イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% 《 多数該当 93,000円 》
現役並みⅠ	145万円以上	適用区分 (Ⅳ)	現役並みⅠ or 現役Ⅰ	28	区ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 《 多数該当 44,400円 》
一般	145万円未満	適用区分 (Ⅲ)	-	29	区エ	18,000円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	適用区分 (Ⅱ)	Ⅰ or Ⅱ	30	区オ	8,000円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (所得一定以下)	適用区分 (Ⅰ)				

※現役並みⅢ～Ⅰは限度額適用認定証で確認。限度額摘要認定証が提示されない場合は、現役並みⅢ（区分ア）と見なす。

※70歳以上の人については、特記欄に所得区分の特記の記載が必要なので注意すること。

※公費（51）（52）（54）については多数該当はないので注意すること。

【70歳未満】

旧ただし書 所得	51公費 52公費 54公費	限度額適用認定証	特記	略称	自己負担限度額
901万円超	適用区分 (ア)	ア	26	区ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% 《 多数該当 140,100円 》
600万円超～ 901万円以下	適用区分 (イ)	イ	27	区イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% 《 多数該当 93,000円 》
210万円超～ 600万円以下	適用区分 (ウ)	ウ	28	区ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 《 多数該当 44,400円 》
210万円以下	適用区分 (エ)	エ	29	区エ	57,600円 《 多数該当 44,400円 》
低所得者 住民税非課税	適用区分 (オ)	オ	30	区オ	35,400円 《 多数該当 24,600円 》

※公費（51）（52）（54）の受給者証を提示された場合、「限度額適用認定証」を提示された場合は特記欄に所得区分の特記が必要。

※所得に関わらず一般扱いとなる公費についてはウの設定となる。

※公費（51）（52）（54）については多数該当はないので注意すること。

高額療養費が発生し、かつ以下の場合には現物給付となり、保険一部負担金額欄の記載が必要となる。

①70歳以上の利用者の場合（高齢受給者証等で限度額が確認できるため）

②「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示があった70歳未満の利用者の場合（「認定証」で限度額の確認ができるため）